

令和8年度 志免町保育施設等入所基準表

「(1)基本指数表」により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。ただし、転園希望を除く在園児については、指数に関わらず優先的に調整。

「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点および減点を行う。基本指数および調整指数を合算した入所基準指数が高い世帯から調整を行う。

同一指数で並んだ場合は、「(3)優先基準」により優先順位を決定する。

令和8年4月利用調整から適用

(1)基本指数表【保育の必要性】					
号	保護者の状況			基本指数	
	類型	細 目			
1	就 労	① 被雇用者 ② 自営業 ※1 労働時間は、勤務開始時間から勤務終了までの時間(休憩時間を含む)とする。残業時間は含まない。	月あたりの労働時間が160時間以上の勤務をしており、それに見合う収入がある。	18	
			月あたりの労働時間が140時間以上160時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	16	
			月あたりの労働時間が120時間以上140時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	14	
			月あたりの労働時間が100時間以上120時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	12	
			月あたりの労働時間が80時間以上100時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	10	
			月あたりの労働時間が64時間以上80時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	8	
2	内職	内 職	月20,000円以上の収入	3	
3	出産	妊娠・出産	産前6週から産後8週(多胎妊娠の場合は産前14週から産後8週)	6	
4	保護者の疾病・障がい等	(1)疾病・負傷	①入院	1カ月以上の入院	19
			②居宅内療養	疾病等の理由により完全に保育困難と認められる場合	18
		(2)障害者手帳		疾病等の理由により育児の軽減(週4～5日程度)が必要な場合	12
			疾病等の理由により育児の軽減(週2～3日程度)が必要な場合	8	
			身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	18	
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	16	
			身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級	12	
5	介護・看護	入院・通院の看護	入院又は通院している親族に月120時間以上(週4～5日)付き添いが必要な場合	13	
			入院又は通院している親族に月120時間未満(週2～3日)付き添いが必要な場合	7	
		居宅看護・介護	月120時間以上(週4～5日)の介護・看護	13	
			月120時間未満(週2～3日)の介護・看護	7	
6	就学	就学・技術習得	月120時間以上の就学(通信制は除く)	14	
			月120時間未満の就学(通信制は除く)	8	
7	求職	求職中	求職中・起業準備中	2	
8	災害	災害復旧活動従事	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている期間	21	
9	虐待等	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること(児童相談所からの措置解除通知等、公的な証明がある場合)	21	
10	その他	その他	その他町長が保育が必要であると認める状態にある場合	町長決定	
(2)調整指数表【優先利用】					
項 目		条 件		調整指数	
加算指数	1	ひとり親家庭		20	
	2	虐待・DV 虐待やDVのおそれがあること(関係部署と協議して決定する)		20	
	3	単身赴任家庭の場合 (住民票上、又は、勤務証明書等で確認できるものに限る)		1	
	4	保育士として従事する場合	月120時間以上	8	
	月120時間未満		4		
	6	在園児のきょうだい児 (ただし育休中での在園の場合を除く)		1	
減算指数	1	採用予定(復職予定は含まない)、又は勤務時間等の変更(時間増)の場合 ※2	採用予定	-1	
	勤務時間等の変更(時間増)		-1		
	3	自営業の協力者(自営業の事業者の事業に従事する者(専従者含む))・労働基準法上、適当な就労時間と収入でないもの ((1)基本指数表1それに「見合う収入」をいう)		-3	

- ※1. 採用見込・復職予定については、基本指数表1号に準ずる。(ただし、調整指数表の減算指数を適用する。)
- ※2. 第1希望を辞退する場合は、保育施設等申込の取り下げとする。

【基本指数について】

○複数の基本指数に該当する場合は、高い方を採用する。

○世帯の保育施設等入所基準指数算出は「父(基本指数+加算指数-減算指数)+母(基本指数+加算指数-減算指数)」

○志免町保育料算定に係る「家計の主宰者」認定に関する内規第3条に該当する場合、18歳以上65歳未満の同居者は(1)基本指数表の要件を確認する。

- 【保育施設等入所基準指数が同点の場合の優先基準】
- 児童福祉の観点から特別な支援が必要な世帯
 - 同居の親族等がないひとり親家庭
 - 育児休業開始(産後8週)により退園した児童のいる世帯
 - 多子世帯(すでにきょうだいが保育施設等へ入所しており、同じ保育施設等へ入所となる場合を優先)
 - 希望する施設数が3園以上の世帯
 - 希望順位が高い世帯
 - 勤務終了時間が早い保護者を比較して、勤務終了時間がより遅い世帯
 - 勤務終了時間が早い保護者を比較して、勤務地が遠い世帯
 - 保育料の納付状況
 - 18歳以上65歳未満の同居者について(1)基本指数表の要件の有無